
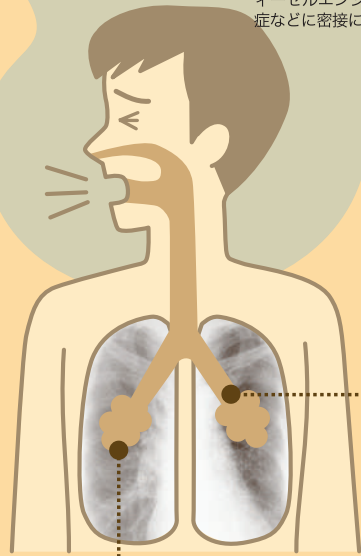


大気汚染物質と公害病の種類

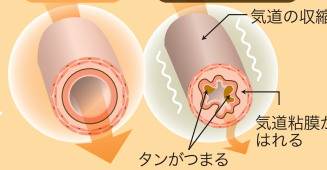
 SO₂	エス・オー・ツー (二酸化硫黄) 燃料中の硫黄(S)分は燃焼するとSO ₂ となります。無色刺激臭のある気体で、呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こします。
NO₂	エヌ・オー・ツー (二酸化窒素) ボイラーや自動車などの燃料燃焼、硝酸製造等で発生します。肺の深部にまで入り込み、呼吸器全体に影響を及ぼします。
SPM	エス・ピー・エム (浮遊粒子状物質) 空気中の10マイクロメートル(100分の1ミリメートル)以下の粉じん(粒子)のこと。自動車の排気ガスなどから発生します。非常に小さな粒子のため、気管支や肺の奥まで吸い込まれます。又、ディーゼルエンジンからのSPM(DEP)はスギ花粉などに密接に関連しているといわれています。



気管支喘息

正常な気道

気管支喘息発作



気道が慢性的に炎症を起こしている病気です。刺激に対して過敏になり、気道が収縮して狭くなり、発作的に呼吸困難を起こします。

喘息性気管支炎

主として2才以下の小児の繰り返される気管支炎と、軽い喘鳴(ゼーゼー、ゼロゼロ)があります。

慢性気管支炎

気管支の炎症やむくみ・タンによって気管や気管支が詰まります。

肺気腫

肺胞が潰れて弾力がなくなり空気が吐き出しにくくなります。

エコミューズ展示パネル「公害～みんなで力をあわせて～」より

公害病は大きく2つに分けることができます。

1つは「特異性疾患」といい、水俣病やイタイイタイ病などのように、原因となる汚染物質との因果関係がはっきりしている病気です。

それに対し、原因物質を特定することが困難な病気は「非特異性疾患」と呼ばれています。気管支ぜん息など呼吸器系の病気は、大気汚染以外の原因でもかかることがあるからです。

その中でも、大気汚染がもっとも深刻な影響を与えていると思われる地域では、その疾病が多発していることから、因果関係を認め、「非特異性疾患」であっても公害病とみなして認定しています。

その救済のための全国制度である公害健康被害補償法では、次のような前提条件を満たしている病人を対象者として認定しています。

①大気汚染が著しく、気管支ぜん息などが多発している地域（指定地域。2ページ参照）で一定期間住んでいるか、あるいは働いている（曝露要件）こと。

②大気汚染物質との因果関係が疫学的に実証されている、次の閉塞性の慢性呼吸器疾患（指定疾病）であること。気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫ならびにこれらの続発性。

(『大気汚染と公害被害者運動がわかる本 / 大気汚染公害Q & A』あおぞら財団＝編集・発行、全国公害患者の会連合会＝協力より)